

フォークリフト運転技能講習のご案内

【岡山労働局長指定登録教習機関】
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
岡 山 県 支 部

労働安全衛生法第61条及び同法施行令第20条等の規定により、1 t以上のフォークリフトの運転業務に従事する場合は、フォークリフト運転技能講習を修了することが義務づけられています。

当協会では、フォークリフト運転技能講習をホームページに掲載の講習日程に基づき、下記の要領で開催します。

記

1. 日 程

第1日(土)	第2日(日)	第3日(土)	第4日(日)
学 科	実 技	実 技	実 技

注1 普通自動車以上の運転免許がない方は、上記日程に加えて半日の学科講習が必要です。

注2 開催日はHPの講習日程によります。

2. 場 所

開催場所の詳細については、[ホームページ掲載の受講要領・会場地図\(pdf\)](#)をご確認ください。

3. 講習時間及び受講料、テキスト代

所持する自動車運転免許証の区分		学 科	実 技	受講料	テキスト代
A	大型特殊免許証(カタピラ限定を除く)	7時間 (1日)	4時間 (半日)	6,600円	1,700円
B	大型特殊(カタピラ限定)、大型、 中型、準中型、普通免許証	7時間 (1日)	2.4時間 (3日)	24,200円	
C	自動車運転免許証無し※1	1.1時間 (1日半)	2.4時間 (3日)	27,500円	

※1 C区分の方は住民票又はマイナンバーカードの写しを提出してください。

受講料及びテキスト代は、お送りする請求書に記載の口座にお振込みください。

なお、振込手数料はご負担願います。

4. 申込方法

受講申込書に必要事項を記入の上、証明写真等の必要書類を添付して郵送にてお申し込み下さい。定員がありますのでお早めにお申し込み下さい。

事前に電話連絡により予約をお願いします。

5. 携帯品

筆記用具、運転免許証、受講票

6. その他

当日のキャンセルについては、いかなる理由でも受講料の返金是对応いたしません。